

中国によるレアアースを含む重要鉱物資源等に関する 輸出管理規制の強化

- 重要鉱物資源に関する規制の更なる拡大
- 中重レアアース規制品目を拡大し、計 12 種の中重レアアースが規制対象に
レアアース原材料やレアアース関連設備も規制対象に
- レアアース関連の再輸出規制等と相まってサプライチェーンに更なる影響も

2025.10.15

CISTEC 事務局

10 月 9 日、中国商務部は、超硬材料関連品目、レアアース関連設備及び原材料、中重レアアース関連品目、リチウム電池及び人造黒鉛負極材料関連品目等の輸出規制を発表した（それぞれの詳細は後述。）。同日にはレアアース関連品目の再輸出規制（3 類型のフルスベック措置・直接製品規制を初めて発動）及びレアアース関連技術の規制（みなし輸出規制の発動・域外適用）を発表¹したが、これらの措置は、中国が優位性を持つレアアースを含む重要鉱物資源等の輸出及びその関連の材料、設備や技術を規制するものであり、米中での交渉や世界のサプライチェーンに影響を与える可能性がある。

今般の規制は、過去に実施した類似の規制について、（品目の拡大のみならず）関連する原材料や生産設備、生産技術にまで拡大するもので、レアアースを含む重要鉱物資源等に関し更なる厳格な管理を行うものである。

また、各規制に共通して、輸出者の通関申告の真正性の責任義務が規定され、規制品目に該当しない場合でも、パラメータや性能値等が近いもの（※「近い」という定義は不明）については、具体的なパラメータ等を記入することが求められており、輸出者にとって輸出手続きの負担となることが予想される。

【全体の構成】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 超硬材料関連品目に対する輸出規制（2025 年 10 月 9 日公布、11 月 8 日施行）② レアアース関連設備及び原材料、補助材料に対する輸出規制（2025 年 10 月 9 日公布、11 月 8 日施行）③ 一部の中重レアアース関連品目に対する輸出規制（2025 年 10 月 9 日公布、11 月 8 日施行）④ リチウム電池関連品目及び技術、人造黒鉛負極材料関連品目及び技術に対する輸出規制（2025 年 10 月 9 日公布、11 月 8 日施行） |
|---|

¹ CISTEC 解説（中国によるレアアース関連貨物及び技術の輸出管理規制の強化について（速報））

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20251009.pdf

① 超硬材料関連品目に対する輸出規制（2025 年 10 月 9 日公布、11 月 8 日施行）

今般、中国商務部と税関総署は、中国輸出管理法、對外貿易法、関税法及び両用品目輸出管理条例の関連規定に基づき、国家の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため、國務院の承認を得て、超硬材料関連品目に対する輸出規制の実施を発表²した（2025 年 10 月 9 日公布、11 月 8 日施行）。

今般の措置は、超硬材料関連品目として、一定の仕様の合成ダイヤモンドの微粉、単結晶、ワイヤーソー及び砥石車、直流アークプラズマジエツト化学気相成長（DCPCVD）装置及びその化学気相成長のプロセス技術である。それぞれの関連製品について、具体的な技術的仕様と税関品目番号（HS コード）が記載されている。

超硬材料の規制は、昨年 8 月にも実施³している。その際にも、合成ダイヤモンド関連の規制として、ダイヤモンド窓材料、マイクロ波プラズマ化学蒸着法（MPCVD）装置、合成ダイヤモンド単結晶等のプロセス技術等を規制対象としている。合成ダイヤモンドは中国が生産シェアを占める黒鉛から製造され、中国が生産シェア 8 割超を占めている⁴（合成ダイヤモンドを材料とする「ダイヤモンド半導体」は、窒化ガリウムや炭化ケイ素と比べても、通電性や耐放射性含めた耐久性を備える「究極のパワー半導体」と呼ばれ、EV や航空宇宙、量子通信分野でも使用されている。）。

今般の規制においても、合成ダイヤモンドの製造装置である直流アークプラズマジエツト化学気相成長（DCPCVD）装置やそのプロセス技術を対象に拡大しているが、昨年 8 月の規制とは異なり、装置の仕様（性能値）の要件がなく、性能値にかかわらず、全ての DCPCVD 装置が規制対象となっている。

② レアアース関連設備及びレアアース原材料、補助材料に対する輸出規制（2025 年 10 月 9 日公布、11 月 8 日施行）

今般、中国商務部と税関総署は、中国輸出管理法、對外貿易法、関税法及び両用品目輸出管理条例の関連規定に基づき、国家の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため、國務院の承認を得て、レアアース関連設備及び原材料、補助材料に対する輸出規制の実施を発表⁵した（2025 年 10 月 9 日公布、11 月 8 日施行）。

² 商務部 海关总署公告 2025 年第 55 号 公布对超硬材料相关物项实施出口管制的决定（中華人民共和国商務部サイト）
https://aqygzj.mofcom.gov.cn/qdml/art/2025/art_3e06853326c843388c41bf26fd3fb744.html 別添 1※CISTEC 仮訳

³ CISTEC 解説（中国商務部等によるアンチモン及び超硬材料関連品目等の輸出規制について）
<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240819.pdf>

⁴ 合成ダイヤモンドの市場規模、2029 年まで CAGR8.3%で成長し、3460.3 百万米ドルに予測
<https://presswalker.jp/press/12719>

⁵ 商務部 海关总署公告 2025 年第 56 号 公布对部分稀土设备和原辅料相关物项实施出口管制的决定（中華人民共和国商務部サイト）
https://aqygzj.mofcom.gov.cn/qdml/art/2025/art_6a9aa42f33ac4a85a87e4ac245691d92.html 別添 2※CISTEC 仮訳

今般の措置は、レアアース関連規制として、レアアース生産設備等（26 種類）やレアアース原材料（バストネサイト、モナザイト及びイオン吸着型希土類鉱物⁶）、その補助材料（生産に使用する薬剤等）を規制対象とするものである。これまでのレアアース関連規制では、本年 4 月に 7 種の中重レアアースを規制対象⁷としているが、レアアース関連設備やレアアース原材料等の規制が行われたのは今般が初めて。

同日に発表⁸されたレアアース関連技術の規制において、レアアースの採掘、製錬分離等に関連する生産設備の組立、調整、保守、修理、アップグレード等の技術の輸出規制も実施され、これらの技術以外でも、採掘や製錬分離、金属製錬、磁性材料製造、レアアース二次資源リサイクル活動に使用され、又は実質的に寄与することを輸出者が認識している場合には当該技術の提供は規制対象（キャッチオール規制）とされた。本規制はみなし輸出（中国国内において外国の組織や個人に対する技術提供）や、国外における域外適用（外国において外国の組織や個人が行う中国由来の技術の提供）も含まれており、これらの規制と相まって、今般のレアアース関連設備等の輸出規制により、（レアアースのみならず）設備や原材料等も厳格に管理することで、レアアースを包括的に管理する狙いがあるとみられる。

③ 一部の中重レアアース関連品目に対する輸出規制（2025 年 10 月 9 日公布、11 月 8 日施行）

今般、中国商務部と税関総署は、中国輸出管理法、対外貿易法、関税法及び両用品目輸出管理条例の関連規定に基づき、国家の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため、国务院の承認を得て、一部の中重レアアース関連品目に対する輸出規制の実施を発表⁹した（2025 年 10 月 9 日公布、11 月 8 日施行）。

今般の措置は、ホルミウム、エルビウム、ツリウム、ユウロピウム及びイッテルビウム
の 5 種類の中重レアアース関連品目（規制対象レアアースを含有する合金、ターゲット材、永久磁石材料、結晶材料、発光材料等を含む）を規制対象とするものである。本年 4 月に実施されたレアアース関連品目の規制においては、これら以外の 7 種のレアアースを

⁶ レアアースは複数の元素が同一の鉱石中に含有され、モナザイト、バストネサイト、イオン吸着鉱などレアアースの存在形態によって 17 元素の構成比が異なる。モナザイト、バストネサイトは、軽希土が多く含まれ、イオン吸着鉱は比較的重希土に富む（JOGMEC 鉱物資源マテリアルフロー2021 レアアース p.3）https://mric.jogmec.go.jp/wp-content/uploads/2022/08/material_flow2021_REE.pdf

⁷ CISTEC 解説（7 種類のレアアース関連製品の輸出規制の導入）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250407.pdf#page=6

⁸ CISTEC 解説（中国によるレアアース関連貨物及び技術の輸出管理規制の強化について（速報） p.3 以降）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20251009.pdf

⁹ 商務部 海关总署公告 2025 年第 57 号 公布对部分中重稀土相关物项实施出口管制的决定（中華人民共和国商務部サイト）https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_59ec4f6bec0b459aa4a30c4bbd0a41c1.html 別添 3※

CISTEC 仮訳

規制対象¹⁰（中には、今般追加された「イッテルビウム」を含有するルテチウム合金が含まれている。）としており、今般の措置により、17種のレアアースのうち 12種が規制対象となった（現時点では、残り5種の軽レアアースは規制対象ではないが、上述（上記②のレアアース原材料の規制）のとおり、軽レアアースが多く含まれるとされるモナザイト及びバストネサイトは規制対象となっている。）。他方で、公告中において、エルビウムアルミニウム合金やエルビウム含有ターゲット材、ツリウム含有ターゲット材等においては品名が「保留」となっている箇所もあり、規制対象の全容は不明である。

同日に発表¹¹されたレアアース関連品目の再輸出規制では、これら5種類のレアアースは含まれておらず、本年4月に規制対象となった7種類のレアアースのみが再輸出規制の対象となっており、今後、これら5種類のレアアースに関しても再輸出規制の対象になる可能性がある（現在は規制対象外であるが、中国当局の動向に留意する必要あり。）。

④ リチウム電池関連品目及び技術、人造黒鉛負極材料関連品目及び技術に対する輸出規制（2025年10月9日公布、11月8日施行）

今般、中国商務部と税関総署は、中国輸出管理法、対外貿易法、関税法及び両用品目輸出管理条例の関連規定に基づき、国家の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため、国务院の承認を得て、リチウム電池及び人造黒鉛負極材料関連品目に対する輸出規制の実施を発表¹²した（2025年10月9日公布、11月8日施行）。

今般の措置は、リチウムイオン電池（セル及び電池パックを含む）関連（生産設備及び生産技術）、正極材料関連（リン酸鉄リチウム正極材料、三元系正極材料の前駆体関連品目、リチウムリッチマンガン系正極材料及び正極材料の生産設備）、人造黒鉛負極材料関連（負極材料、混合負極材料、生産設備及び生産技術）を規制対象とするものである。これらは、エネルギー密度 300 Wh/kg 以上という高エネルギー密度化を目的とする次世代電池に必要な材料、製造装置等でもある。

正極材料関連では本年7月に、対外貿易法及び技術輸出入管理条例に基づき、「輸出禁止・輸出制限技術リスト」が改訂¹³され、「電池正極材料の調製技術」として、電池用のリン酸鉄リチウムやリン酸マンガン鉄リチウムの調整技術等が規制対象となった。リチウムイオン電池は、米テスラや欧州系自動車大手ステランティスが、中国 CATL より調達や、

¹⁰ CISTEC 解説（7種類のレアアース関連製品の輸出規制の導入）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250407.pdf#page=6

¹¹ CISTEC 解説（中国によるレアアース関連貨物及び技術の輸出管理規制の強化について（速報））

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20251009.pdf

¹² 商務部 海关总署公告 2025 年第 58 号 公布对锂电池和人造石墨负极材料相关物项实施出口管制的决定（中华人民共和国商务部サイト）https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_79646f0161564975a938fe00fee158d5.html

別添 4※CISTEC 仮訳

¹³ CISTEC 解説（中国における EV 用電池正極材料等の製造技術等の輸出規制について）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250717.pdf

CATL との開発協力、共同での EV バッテリー工場の建設を計画するなどしており、本措置はこれまでの規制と相まって世界のサプライチェーンに影響を与える可能性がある。

人造黒鉛関連では 2023 年 10 月に、高純度・高強度・高密度な人造黒鉛や天然の片状黒鉛等を規制対象¹⁴としている。今般の措置では、人造黒鉛負極材料や、人造黒鉛と天然黒鉛を混合した負極材料、生産設備及び生産技術まで対象を拡大しており、2023 年の措置発動の際の報道等¹⁵によると、EV 用電池の負極は、ほぼ全てで天然黒鉛が使われており、中国はその天然黒鉛の精製市場で 90%以上のシェアを持つ、中国は黒鉛で何十年も先を行っており、とても追いつけないという指摘もなされていた。また、中国炭素工業協会の名誉会長は、天然片状黒鉛等の輸出規制については、「中国は世界最大の天然片状黒鉛の埋蔵量を誇り、品質も高い。長い年月をかけて特殊な地質条件下で形成されたもので、非常に貴重で再生不可能であるため、資源保護のために輸出管理を実施する必要がある、というのが商務部のいう「国益の保護」と説明¹⁶していた。

このように、中国が優位性を持つ EV 用のリチウム電池に関しても、その対象を電池そのものに加えて、負極材料、生産設備及び生産技術まで広汎な規制を行うことで、レアアースと同様に、包括的な管理を行う狙いがあるとみられる。

■ 商務部報道官による記者会見（商務部ウェブサイト 2025 年 10 月 9 日）※機械翻訳

○ 商務部報道官が超硬材料など関連物品の輸出管理実施について記者からの質問に回答¹⁷

質問：10 月 9 日、商務部と税関総署は共同で公告を発表し、超硬材料、レアアース設備及び原材料、ホルミウムなど 5 種類の中重レアアース、リチウム電池、人造黒鉛負極材料関連物品の輸出規制を実施するとした。今般の輸出規制政策導入について、中国側の考え方は何か。

回答：中華人民共和国輸出管理法などの関連法規に基づき、10 月 9 日、商務部は税関総署と共同で、超硬材料、レアアース設備及び原材料、ホルミウムなど 5 種類の中重レアアース、リチウム電池、人造黒鉛負極材料関連品目に対する輸出管理措置を実施

¹⁴ CISTEC 解説（中国商務部による黒鉛及びその関連品目の輸出規制について）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231026.pdf>

¹⁵ E V 電池材料の「人造黒鉛」、中国が圧倒的優位の現実（ロイター 2023.9.16）

<https://jp.reuters.com/markets/global-markets/7RWUGDOFDFKRTK0SEKFZTZSMEM-2023-09-15/>

中国の黒鉛輸出規制、代替調達加速へ 対応には時間も（ロイター 2023.10.23）

<https://jp.reuters.com/markets/japan/funds/P5PK7FGK55KO3HPYO77UONCQUE-2023-10-23/>

¹⁶ CISTEC 解説（中国商務部による黒鉛及びその関連品目の輸出規制について、p.2）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231026.pdf#page=2>

¹⁷ 「商务部新闻发言人就対超硬材料等相关物项实施出口管制应询答记者问」（中華人民共和国商務部サイト新聞発布 2025 年 10 月 9 日）

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyth/art/2025/art_a1cd49c42a274d79bd557d051b135317.html

する公告を発表し、11月8日に正式に施行される。これに先立ち、関係国・地域には既に通知を行っている。

今般規制対象となった関連物品は明らかな軍民両用特性を有しており、中国が法に基づき輸出管理措置を実施することは国際的な慣行に合致し、国家安全と利益をより良く守り、拡散防止などの国際的義務をより良く履行するものである。中国政府は各国と共にグローバルな生産・供給チェーンの安定と円滑化を維持する意思があり、関連措置は特定の国や地域を対象としたものではない。合法かつ規則に適合した輸出申請については、審査後に許可を与える。同時に、中国側は二国間輸出管理対話交流メカニズムを通じて、関係者と輸出管理政策及び実践に関する対話を展開し、コンプライアンス貿易の促進と円滑化を共に推進する用意がある。

商務部・海関総署公告 2025 年第 55 号¹⁸
超硬材料関連品目に対する輸出管理実施決定の公布

【発布団体】安全与管制局（産業安全与進出口管制局）

【発布文書番号】商務部公告 2025 年第 55 号

【発布期日】2025 年 10 月 9 日

《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国對外貿易法》《中華人民共和国海関法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》の関連規定に基づき、国家の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため、国务院の承認を得て、以下の品目に対して輸出管理を実施することを決定した：

一、2C902.a. 平均粒径 $50\mu\text{m}$ 以下の合成ダイヤモンド微粉（参考関税分類番号（HS コード）：71051020）

二、2C902.b. 平均粒径が $50\mu\text{m}$ より大きく、かつ $500\mu\text{m}$ 以下の合成ダイヤモンド単結晶（参考関税分類番号（HS コード）：71051020）

説明：2C902.b 項は装飾品、装身具の製造に使用されるラボグロウンダイヤモンド（合成ダイヤモンド）は規制（管理）しない。

三、2C902.c. 以下のすべての特性をもつ合成ダイヤモンドワイヤソー：

1. 線径 $45\mu\text{m}$ 以下；
2. 含有するダイヤモンドの平均粒径 $8\mu\text{m}$ 以下；
3. 破断荷重 16N 以下。

四、2C902.d. 以下のすべての特性をもつ合成ダイヤモンドホイール（砥石車）（参考関税分類番号（HS コード）：68042110）：

¹⁸ 「商务部 海关总署公告 2025 年第 55 号 公布对超硬材料相关物项实施出口管制的决定」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策發布 2025 年 10 月 9 日）
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_949f47563b834dad95b0010f375a892c.html

1. ダイヤモンド砥粒の硬度 30HRB 以下；
2. 含有するダイヤモンドの平均粒径 $5\mu\text{m}$ 以下；
3. 最高作動速度 40m/s 以上。

五、2B005.b. 直流アークプラズマジェット化学気相成長（DCPCVD）設備（参考関税分類番号（HS コード）：68042110）

六、2E902 直流アークプラズマジェット化学気相成長（DCPCVD）プロセス技術

輸出者が上記品目を輸出するには《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》の関連規定に従って国務院商務主管部門に許可を申請しなければならない。

輸出者は通関申告商品の真正性について責任を負い、輸出品目の識別を強化し、規制（管理）品目に該当する場合は税関申告書の備考欄に“両用品目に該当”と明記し、また両用品目輸出管理番号を記載しなければならない。規制（管理）品目に該当しないがパラメータ、指標、性能等が近いものについては、通関申告書の備考欄に“規制（管理）品目に該当しない”と明記し、また具体的なパラメータ、指標を記入しなければならない。上記の記入した情報の完全性、正確性、真実性に疑義がある場合、海関（税関）は法に従って質疑を行い、質疑期間中は輸出貨物を通関させない。

本公告は 2025 年 11 月 8 日より正式に実施する。《中華人民共和国両用品目輸出管理リスト》も同時に更新する。

商務部 海関総署
2025 年 10 月 9 日

商務部・海関総署公告 2025 年第 56 号¹⁹

一部の希土類設備および原材料・補助材料関連品目に対する輸出管理実施決定の公布

【発布団体】安全与管制局（産業安全与進出口管制局）

【発布文書番号】商務部公告 2025 年第 56 号

【発布期日】2025 年 10 月 9 日

《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国對外貿易法》《中華人民共和国海関法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》の関連規定に基づき、国家の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため、国务院の承認を得て、以下の品目に対して輸出管理を実施することを決定した：

一、2B902 希土類生産加工設備

（一）2B902.a. 希土類の生産加工に使用する遠心抽出設備。

（二）2B902.b. 1 日の浸出液処理量が 5000m³ を超えるイオン吸着型レアアース鉍イオンテリジェント連続不純物除去・沈殿設備。

（三）2B902.c. 以下のすべての特性をもつ希土類用焼成炉

1. サイズ範囲：Φ1.8×20 m～Φ4.6×80 m；
2. 炉体内組積造の内張り材料に、黒鉛レンガ、高アルミナ質レンガ、ムライトレンガ等の濃硫酸、フッ化水素酸の腐食に耐性のある、および耐熱材料を含む；
3. 反応温度が 850℃以下。

（四）2B902.d. 希土類の分離・抽出に使用する混和室で体積が 0.5~14.2m³ の抽出槽。

（五）2B902.e. 希土類の分離・抽出に使用するイオン吸着設備。

¹⁹ 「商务部 海关总署公告 2025 年第 56 号 公布对部分稀土设备和原辅料相关物项实施出口管制的决定」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策發布 2025 年 10 月 9 日）
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_1315078cebe04210bc35c72a4e7f7967.html

(六) 2B902.f. 反応槽の容積が 10～50m³ の希土類用沈殿・結晶反応槽。

(七) 2B902.g. 2B902.f. 項で規制（管理）する品目に使用する部品：

1. 沈殿・結晶攪拌機（参考関税分類番号（HS コード）：84798999）；
2. 攪拌攪拌羽根（参考関税分類番号（HS コード）：84799090）；
3. 出力 5.5～37 kW のモータ。

(八) 2B902.h. 以下のすべての特性をもつ希土類用電気抵抗炉（参考関税分類番号（HS コード）：85141990）：

1. 反応温度 320～650℃
2. 部品がマンガン鋼、ニッケルクロム合金鋼等の耐腐食材料である。

(九) 2B902.i. 希土類金属の電気分解に使用する以下のいずれかの設備：

1. 電解用整流設備；
2. 原料投入設備；
3. 希土類金属のサイフォン出炉システム
4. 排気ガス処理設備。

(十) 2B902.j. 以下のすべての特性をもつ希土類電解槽（参考関税分類番号（HS コード）：85433000）：

1. 槽が耐火レンガで作られている；
2. 陽極が黒鉛材料；
3. 陰極がタングステン材料；
4. 電流範囲 6000～30000A；
5. 陽極の電流密度範囲が 5～7A/cm²；
6. 陰極の電流密度範囲が 1～2 A/cm²。

(十一) 2B902.k. 以下のすべての特性をもつ真空誘導還元炉：

1. 中周波電源の周波数 1～8kHz；
2. 加熱温度 0～1700℃；
3. 真空度 1×10^{-3} Pa 以上；
4. 熔解量 10～300kg。

(十二) 2B902.l. 以下のすべての特性をもつ真空カーボンチューブ炉（管状炉）

1. 加熱温度 0～1700℃；
2. 真空度 1×10^{-3} Pa 以上；

3. 熔解量 10～300kg。

(十三) 2B902.m. 以下のすべての特性をもつチョクラルスキー法希土類結晶成長炉（参考関税分類番号（HS コード）：85142000）

1. 加熱方式が誘導加熱；
2. 最高加熱温度 2300℃以上；
3. 自動直径制御で結晶を成長させる機能を備えている。

(十四) 2B902.n. 以下のすべての特性をもつブリッジマン法希土類結晶成長炉（参考関税分類番号（HS コード）：85141990）

1. 加熱方式が抵抗加熱
2. 最高加熱温度 1400℃以上；
3. マルチ温度ゾーン機能を備えている。

(十五) 2B902.o. 希土類永久磁石真空誘導ストリップキャスト炉：

1. 周期式真空誘導ストリップキャスト炉（参考関税分類番号（HS コード）：85142000）
2. 誘導加熱式真空溶解炉。

(十六) 2B902.p. 2B902.o 項で規制（管理）する品目に用いる部品：

1. 水冷ケーブル；
2. 銅ローラー；
3. 坩堝；
4. 傾斜制御装置；
5. 冷却システム。

(十七) 2B902.q. 希土類永久磁石水素脱酸炉：

1. 連続式雰囲気熱処理炉；
2. 回転式水素脱酸炉；
3. 防爆連続水素脱酸炉。

(十八) 2B902.r. 2B902.q 項で規制（管理）する品目に用いる部品：

1. バルブ；
2. 水素シリンダーマニホールド。

(十九) 2B902.s. 以下のすべての特性をもつ希土類永久磁石用気流式粉碎機：

1. 粒度 5 μ m 以下；

2. 粉末の総収率 99%以上；
3. システム内部の酸素含有量 88ppm 以下。

(二十) 2B902.t. 磁気誘導強度が 1.5T 以上の磁化場を含む希土類永久磁石成形プレス機。

(二十一) 2B902.u. 希土類永久磁石用自動ホットプレス設備。

(二十二) 2B902.v. 2B104 項で規制（管理）していない希土類永久磁石用コールドアイソスタティックプレス（参考関税分類番号（HS コード）：84798310）

(二十三) 2B902.w. 冷却時間 20 分以下、加熱温度 500～1200℃、1000℃時に温度均一性が±3℃以下のいずれかの希土類永久磁石真空焼結炉：

1. 単体横型焼結炉；
2. 連続真空焼結炉；
3. 縦型焼結炉。

(二十四) 2B902.x. 希土類磁性材料の加工に使用する設備：

1. マルチワイヤソー；
2. レーザー切断設備；
3. 自動接着装置；
4. 垂直研削機；
5. 両面研削機；
6. 端面研削機；
7. スルーフィード研削機。

(二十五) 2B902.y. 粒界拡散設備：

1. 物理気相成長マグネトロンスパッタリング成膜設備（参考関税分類番号（HS コード）：84798999）；
2. 希土類永久磁石真空拡散炉；
3. 希土類永久磁石用シルクスクリーン印刷装置。

(二十六) 2B902.z. 希土類二次資源の回収利用に使用するサイズ範囲 Φ19×21m 以上の竖窯。

二、1C914 希土類原材料・補助材料関連品目

(一) 1C914.a. 希土類鉱物（参考関税分類番号（HS コード）：25309020）

1. バストネサイト；
2. モナザイト；
3. イオン吸着型希土類鉱物

(二) 1C914.b. ヒドロキサム酸類またはリン酸エステル類捕集剤を含有する希土類鉱物浮選用薬剤。

(三) 1C914.c. 希土類の生産に使用する抽出剤

1. P507：2-エチルヘキシルホスホン酸-モノ-2-エチルヘキシル（CAS 14802-03-0）
（参考関税分類番号（HS コード）：参考関税分類番号（HS コード）：29319000）

2. P204：ジ（2-エチルヘキシル）りん酸（CAS 298-07-7）（参考関税分類番号（HS コード）：参考関税分類番号（HS コード）：29199000）

3. ナフテン酸（CAS 1338-24-5）（参考関税分類番号（HS コード）：参考関税分類番号（HS コード）：38249999）

4. N235：トリアルキルアミン（CAS 68814-95-9）

5. C272：ジ（2,4,4-トリメチルペンチル）ホスフィン酸（CAS 83411-71-6）。

輸出者が上記品目を輸出するには《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》の関連規定に従って国務院商務主管部門に許可を申請しなければならない。

輸出者は通関申告商品の真正性について責任を負い、輸出品目の識別を強化し、規制（管理）品目に該当する場合は税関申告書の備考欄に“両用品目に該当”と明記し、また両用品目輸出管理番号を記載しなければならない。規制（管理）品目に該当しないがパラメータ、指標、性能等が近いものについては、通関申告書の備考欄に“規制（管理）品目に該当しない”と明記し、また具体的なパラメータ、指標を記入しなければならない。上記の記入した情報の完全性、正確性、真実性に疑義がある場合、海関（税関）は法に従って質疑を行い、質疑期間中は輸出貨物を通関させない。

本公告は2025年11月8日より正式に実施する。《中華人民共和国両用品目輸出管理リスト》も同時に更新する。

商務部 海関総署
2025年10月9日

商務部・海関総署公告 2025 年第 57 号²⁰

一部の中重希土類関連品目に対する輸出管理実施決定の公布

【発布団体】安全与管制局（産業安全与進出口管制局）

【発布文書番号】商務部公告 2025 年第 57 号

【発布期日】2025 年 10 月 9 日

《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国對外貿易法》《中華人民共和国海関法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》の関連規定に基づき、国家の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため、国务院の承認を得て、以下の品目に対して輸出管理を実施することを決定した：

一、1C909 ホルミウム関連品目

(一) 1C909.a. 金属ホルミウム、ホルミウム含有合金および関連製品：

1. 金属ホルミウム（参考関税分類番号（HS コード）：28053019）
2. ホルミウム含有合金：
 - a. ホルミウム銅合金；
 - b. マグネシウムホルミウム合金；
 - c. ホルミウム鉄合金。
3. ホルミウム含有ターゲット材：
 - a. ホルミウムターゲット；
 - b. ホルミウム銅合金ターゲット；
4. ホルミウム含有永久磁石材料。
5. ホルミウム含有結晶材料。
6. ホルミウム含有磁気冷凍材料。
7. ホルミウム含有磁歪材料。

(二) 1C909.b. 酸化ホルミウムとその混合物。

²⁰ 「商务部 海关总署公告 2025 年第 57 号 公布对部分中重稀土相关物项实施出口管制的决定」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2025 年 10 月 9 日）
https://aqygzj.mofcom.gov.cn/qdml/art/2025/art_fcbee9ec799840829ecd8a676ce8b23f.html

(三) 1C909.c. ホルミウム含有化合物とその混合物。

二、1C910 エルビウム関連品目

(一) 1C910.a. 金属エルビウム、エルビウム含有合金および関連製品：

1. 金属エルビウム（参考関税分類番号（HS コード）：28053019）
2. エルビウム含有合金：
 - a. エルビウムアルミニウム合金；
 - b. 【保留】。
3. エルビウム含有ターゲット材：
 - a. エルビウムターゲット；
 - b. 【保留】。
4. エルビウム含有結晶材料。
5. エルビウム含有光ファイバ材料。
6. エルビウム含有水素貯蔵材料。
7. エルビウム含有セラミックス材料。

(二) 1C910.b. 酸化エルビウムとその混合物

(三) 1C910.c. エルビウム含有化合物とその混合物。

三、1C911 ツリウム関連品目

(一) 1C911.a. 金属ツリウム、ツリウム含有合金と関連製品

1. 金属ツリウム（参考関税分類番号（HS コード）：28053019）。
2. ツリウム含有ターゲット材：
 - a. ツリウムターゲット；
 - b. 【保留】。
3. ツリウム含有結晶材料。
4. ツリウム含有発光材料。

(二) 1C911.b. 酸化ツリウムとその混合物

(三) 1C911.c. ツリウム含有化合物とその混合物。

四、1C912 ユロピウム関連品目

(一) 1C912.a. 金属ユーロピウム、ユーロピウム含有合金と関連製品：

1. 金属ユウロピウム（参考関税分類番号（HS コード）：28053019）
2. ユウロピウム含有合金：
 - a. マグネシウムユウロピウム合金；
 - b. 【保留】。
3. ユウロピウム含有ターゲット材：
 - a. ユウロピウムターゲット；
 - b. 【保留】。
4. ユウロピウム含有発光材料：
 - a. 蛍光体粉末；
 - b. 保留。
5. ユウロピウム含有結晶材料。
6. ユウロピウム含有水素貯蔵材料。

(二) 1C912.b. 酸化ユウロピウムとその混合物。

(三) 1C912.c. ユウロピウム含有化合物とその混合物。

五、1C913 イッテルビウム関連品目

(一) 1C913.a. 金属イッテルビウム、イッテルビウム含有合金と関連製品：

1. 金属イッテルビウム（参考関税分類番号（HS コード）：28053019）
2. イッテルビウム含有ターゲット材：
 - a. イッテルビウムターゲット；
 - b. 【保留】
3. イッテルビウム含有結晶材料。
4. イッテルビウム含有光ファイバ材料。
5. イッテルビウム含有熱遮蔽コーティング材料。

(二) 1C913.b. 酸化イッテルビウムとその混合物。

(三) 1C913.c. イッテルビウム含有化合物とその混合物。

説明：

1. 1C909.a.2、1C910.a.2、1C912.a.2 項で規制（管理）する合金にはインゴット、ブロック、ストリップ、線、シート、棒、板、管、粒子、粉末等の形状が含まれる。
2. 1C909.a.3、1C910.a.3、1C911.a.2、1C912.a.3、1C913.a.2 項で規制（管理）するターゲット材にはシート、管等の形状が含まれる。

3. 1C909.a.4 項で規制（管理）する永久磁石材料には磁性体または磁性粉末が含まれる。
4. 1C909、1C910、1C911、1C912、1C913 項で規制（管理）する酸化物、化合物とその混合物には粉末等の形状含有が、これに限定されない。

輸出者が上記品目を輸出するには《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》の関連規定に従って国務院商務主管部門に許可を申請しなければならない。

輸出者は通関申告商品の真正性について責任を負い、輸出品目の識別を強化し、規制（管理）品目に該当する場合は税関申告書の備考欄に“両用品目に該当”と明記し、また両用品目輸出管理番号を記載しなければならない。規制（管理）品目に該当しないがパラメータ、指標、性能等が近いものについては、通関申告書の備考欄に“規制（管理）品目に該当しない”と明記し、また具体的なパラメータ、指標を記入しなければならない。上記の記入した情報の完全性、正確性、真実性に疑義がある場合、海関（税関）は法に従って質疑を行い、質疑期間中は輸出貨物を通関させない。

本公告は 2025 年 11 月 8 日より正式に実施する。《中華人民共和国両用品目輸出管理リスト》も同時に更新する。

商務部 海関総署
2025 年 10 月 9 日

商務部・海関総署公告 2025 年第 58 号²¹

リチウム電池および人造黒鉛負極材料関連品目に対する輸出管理実施決定の公布

【発布団体】安全与管制局（産業安全与進出口管制局）

【発布文書番号】商務部公告 2025 年第 58 号

【発布期日】2025 年 10 月 9 日

《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国對外貿易法》《中華人民共和国海関法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》の関連規定に基づき、国家の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため、国务院の承認を得て、以下の品目に対して輸出管理を実施することを決定した：

一、リチウム電池関連品目

（一）3A001 重量エネルギー密度が 300Wh/kg 以上の充放電可能なリチウムイオン電池（セル〔単電池〕および電池パックを含む）（参考関税分類番号（HS コード）：85076000）。

（二）3B901.a. 充放電可能なリチウムイオン電池の製造に使用する設備：

1. ワインダ（参考関税分類番号（HS コード）：84798999）；
2. スタッキング装置（参考関税分類番号（HS コード）：84798999）；
3. 注液装置（参考関税分類番号（HS コード）：84798999）；
4. ホットプレス；
5. フォーメーション・グレーディングシステム；
6. グレーディングテスター。

（三）3E901.a. 3A001 項で規制（管理）する品目の生産に使用する技術。

二、正極材料関連品目

（一）3C901.a.1. 圧縮密度が 2.5 g/cm³ 以上で、かつグラム当たりの容量が 156 mAh/g

²¹ 「商务部 海关总署公告 2025 年第 58 号 公布对锂电池和人造石墨负极材料相关物项实施出口管制的决定」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2025 年 10 月 9 日）
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_79646f0161564975a938fe00fee158d5.html

以上のリン酸鉄リチウム正極材料（参考関税分類番号（HS コード）：28429040）。

（二）3C901.a.2. 三元系正極材料の前駆体関連品目

- a. ニッケルコバルトマンガン水酸化物（参考関税分類番号（HS コード）：28539030）；
- b. ニッケルコバルトアルミニウム水酸化物（参考関税分類番号（HS コード）：28539050）

（三）3C901.a.3. リチウムリッチマンガン系正極材料。

（四）3B901.b. 充放電可能なリチウム電池の正極材料の製造に使用する設備：

- 1. ローラーハースキルン；
- 2. 高速混合機；
- 3. サンドミル；
- 4. ジェットミル。

三、黒鉛負極材料関連品目

（一）3C901.b.1. 人造黒鉛負極材料。

（二）3C902.b.2. 人造黒鉛および天然黒鉛を混合した負極材料。

（三）3B901.c.1. 黒鉛負極材料の生産に使用する造粒プロセス設備：

- a. 造粒容積が 5m³ 以上の縦型造粒装置；
- b. 造粒容積が 5m³ 以上の連続式造粒装置。

（四）3B901.c.2. 黒鉛負極材料の生産に使用する黒鉛化設備：

- a. 箱形炉；
- b. アチソン炉；
- c. 縦方向黒鉛化炉；
- d. 連続黒鉛化炉。

（五）3B901.c.3. 黒鉛負極材料の生産に使用する被覆改質設備：

- a. 容積が 300L より大きい融合被覆設備
- b. 容積が 60m³ より大きい噴霧乾燥設備；
- c. ドラム径が 0.5m より大きい化学気相成長（CVD）用回転炉（ロータリーキルン）

（六）3E901.b. 黒鉛負極材料の生産に用いるプロセスおよび技術：

- 1. 造粒プロセス；

2. 連続黒鉛化技術；
3. 液相被覆技術。

輸出者が上記品目を輸出するには《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》の関連規定に従って国務院商務主管部門に許可を申請しなければならない。

輸出者は通関申告商品の真正性について責任を負い、輸出品目の識別を強化し、規制（管理）品目に該当する場合は税関申告書の備考欄に“両用品目に該当”と明記し、また両用品目輸出管理番号を記載しなければならない。規制（管理）品目に該当しないがパラメータ、指標、性能等が近いものについては、通関申告書の備考欄に“規制（管理）品目に該当しない”と明記し、また具体的なパラメータ、指標を記入しなければならない。上記の記入した情報の完全性、正確性、真実性に疑義がある場合、海関（税関）は法に従って質疑を行い、質疑期間中は輸出貨物を通関させない。

本公告は2025年11月8日より正式に実施する。《中華人民共和国両用品目輸出管理リスト》も同時に更新する。

商務部 海関総署
2025年10月9日